

死亡届に関する手続きについて

この度のご逝去に対し心からお悔やみ申し上げます。
 お亡くなりになられた方が、下記の項目に該当する場合は手続きが必要となりますので、ご遺族の方は近日中にご来庁ください。
 なお、ここに挙げた以外の手続きにつきましては各担当課へお問い合わせください。

項目	手続きが必要な人	持参していただくもの	手続きする窓口			確認 チェック欄
			課名	担当名	場所	
印鑑登録	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証	市民課	市民担当	東館 1階	
マイナンバー	カードをお持ちの方	個人番号カード（※住基カードをお持ちの方は住基カード）				
国民健康保険	国民健康保険に加入されていた方 （葬祭費支給申請を「喪主」の方に行っていただきます。）	国民健康保険被保険者証 その他国保関連の受給者証 高齢受給者証（70～74才の方のみ） 喪主の認印 喪主名義の金融機関口座番号（※） 会葬礼状など ※ 郵便局の場合は、「ゆうちょ銀行」の新しい番号がわかるもの	市民課	国保年金担当	東館 1階	
後期高齢者医療保険	75歳以上の方（※） ※65歳以上の方で障害認定により後期高齢者医療保険者証を交付されていた方 （葬祭費支給申請を「喪主」の方に行っていただきます。）	後期高齢者医療被保険者証 その他後期高齢者医療保険関連の受給者証 喪主の認印 喪主名義の金融機関口座番号（※） 喪主であることがわかるもの ※ 郵便局の場合は、「ゆうちょ銀行」の新しい番号がわかるもの				
国民年金	国民年金に加入されていた方 年金を受給されていた方	お亡くなりになられた方の年金証書（又は手帳） 未支給請求者の認印 未支給請求者の振込希望通帳 * 住民票、戸籍等が必要になる場合があります。 年金の種別により、手続きが異なります。詳細は担当より説明いたします。				
介護保険	65歳以上の方（※） ※40歳以上の方で介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証 相続人（保険料還付先）の金融機関口座番号 認印	介護保険課	介護保険担当	東館 1階	
ふれあいペンダント	サービス利用をされていた方	届出者の認印	介護保険課	介護予防推進担当	東館 1階	
介護用品貸与	サービス利用をされていた方	借りている介護用品				
介護用品券	サービス利用をされていた方	介護用品券				
障害者手帳	各種障害者手帳をお持ちの方	交付されている各種障害者手帳 届出者の認印	福祉課	障害福祉担当	東館 1階	
重度医療	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証 未請求がある場合、ご家族の認印及び振込希望通帳				
遷延性意識障害者	遷延性意識障害者受給票をお持ちの方	遷延性意識障害者受給者票 死亡日が確認できる住民票（徐票）				
その他	各手当、自立支援医療、障害福祉サービスを受給していた方	各手当の証書、自立支援医療、障害福祉サービスの受給者証				

【ご注意】 戸籍の証明は、直系の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。住民票は、世帯の違う方は委任状が必要です。

※戸籍が仕上がるまでに、通常、届出が出されてから1週間から10日ほどかかります。

死亡届に関する手続きについて

次に該当される場合	説明	持参していただくもの	手続きの受付窓口		
			課名	担当名	場所
市内に固定資産(土地・家屋)、償却資産をお持ちの場合	登記変更等されるまでは、相続人代表者指定届出により納税義務者を決めていただきます。	固定資産税納税通知書 被相続人と届出人の関係がわかる書類 届出人の認印	税務課	固定資産税担当	東館 1階
125CC以下のバイクをお持ちの方	市役所窓口にて廃車・名義変更等を行ってください。	認印 ナンバープレート(※) ※同一世帯内の方に名義変更をされる場合には不要です。	税務課	市民税担当	東館 1階
125CCを超える車両(軽自動車、中・大型バイク)をお持ちの方	軽自動車協会または陸運支局での名義変更等の手続きが必要となるため、案内文をお渡ししております。				
市公金(市税や国民健康保険税、上・下水道料金、市設置浄化槽使用料等)の支払いで、死亡された方の口座から口座振替をご利用されていた場合	口座が凍結され、引落ができなくなるので、振替口座の変更が必要となります。また、国民健康保険税や固定資産税等納税義務者が変更になる場合もご注意ください。	金融機関口座のわかるもの及び口座で使用している登録印	税務課	収納担当	東館 1階
			水道課	庶務担当	西館 1階
			下水道課	管理担当	西館 1階
水道給水装置・市設置浄化槽の使用者・所有者の方	使用者・所有者の異動届が必要です。使用料の請求先や支払者、家の管理者が変更になる場合も届出が必要です。なお、水道給水装置の使用者名は、納付書や、検針の際にお渡ししている「使用水量のお知らせ」に記載されます。	認印	水道課	庶務担当	西館 1階
			下水道課	管理担当	西館 1階
下水道使用者の方で井戸水をお使いの方	下水道使用料金の請求先を知らせていただくため、所有者変更の手続きを行って下さい。	認印	下水道課	管理担当	西館 1階
下水道供用開始区域の方	下水道事業受益者負(分)担金の受益者異動届の手続きが必要になります。また、負(分)担金の支払状況をご確認下さい。	認印	下水道課	管理担当	西館 1階
農地を所有している方・借りている方 農業者年金に加入・受給されている方	相続により農地を取得した場合、農業委員会への届出が必要となります。なお、持参するものは手続により異なりますのでお問い合わせください。		農林課	農地担当	西館 2階
相続、贈与、売買、法人合併など何らかの理由により、森林の土地を新たに取得した場合	所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村へ届け出が必要となります。 ※相続の場合、財産分割がされていない状態であっても、法定相続人の共有物としての届け出が必要です。	①森林の土地の所有者届出書 ②森林の土地の位置を示す図面 ③当該森林の土地の登記事項証明書(写し可) 又は権利を取得したことがわかる書類 (土地売買契約書、相続分割協議の目録 土地の権利書の写し 等) ④認印	農林課	農林担当	西館 2階

<その他>

- 市県民税は、1月1日現在で山梨市に居住の方に前年所得に応じ課税されます。
- 年度の途中で納税義務者がお亡くなりになった場合は、相続人等に納税義務が承継されます。
- 固定資産税は、1月1日現在で資産を所有している方に課税されます。
- 納税義務者がお亡くなりになった場合の翌年度からの固定資産税は、相続または届出された方が納税義務者となります。
- 死亡までの納付状況及びその後の納付方法についてもお尋ねください。
- 死亡者名義の口座凍結は、金融機関によっては取扱いが異なります。ご相談されることをお勧めします。

【お問い合わせ先】

山梨市役所
〒405-8501 山梨県山梨市小原西843番地 TEL0553-22-1111(代表)